

【修士論文研究ノート】

オースティンの言語行為論における発語内行為

一人間の条件としての解釈—

山本 郁

【目次】

1. 序
 2. 「人間」という概念について
 3. オースティンの「発語内行為」という概念について
 - 3.1 「発語内行為」と「発語媒介行為」の区別について
 - 3.2 「発語内行為」
 - 3.3 「発語内行為」における行為者の条件
 4. 「人間」と「発語内行為」
 5. 結論
- 謝辞
- 参考文献

オースティンの発語内行為という概念は、明らかに人間の条件に深く関わってくるであろうと思われる。そのような仮定に立ち、我々が次に行うことは、この発語内行為はいかにして達成されるかを明らかにし、人と関わる存在としての人間を描き出すことである。

まず、我々は人間として生きるためには、他者と協力するしかないのであるという風に断定することができるだろう。その協力の内容は、一定の規則をもったゲーム、しかも、自分と相手の二者が相互にやり取りすることでしか実現できないゲームを共に遂行することに尽きる。その際に自己 (A) に要求されることは、必ず相手 (B) が知っているとは推測される規則に従う形で行為を行うことであり、また、A がそのような行為を行うだけで完結するものでもなく、B の側も、A の行為に対して A が知っていると思われる規則に従う形での応答を行わなければならない。そして、それらの呼びかけと応答は、共に相手を人間と見なす承認でもあるということが同時に言える。我々人間は、そのようなゲームの遂行によってしか、共存することができないであら

う。

この見解が正当性をもつのであれば、オースティンの発語内行為という概念は極めて有用な視座を提供してくれる。つまり、人間であるということは、自分と相手の間で行われるゲームを遂行することであるとすれば、このゲームの遂行は専ら発語内行為によってなされるのであると断定することができるということである。発語内行為とは、発語行為(何ごとかを言う行為)の遂行がもう一つの他の行為になっているという、この「もう一つの他の行為」のことである。例えば、質問を発する、または質問に答えること、何らかの情報、保証、警告を与えること、などがそれにあたる。

この行為は、何かを言うことによって、ある結果としての効果を生じさせる行為をも同時に遂行しているようなその行為、すなわち発語媒介行為という概念と明確に区別される。その線引きは、発語内行為が慣習によって規定されるのに対し、発語媒介行為は原因によって規定される、という違いによっている。その表現上の区別(発語内行為「言いつつ行う」の「しつつ」と、発語媒介行為「言うことによって行う」の「によって」)は、次の意味をもつ。つまり、「しつつ」はあることを言うことがあることを行うことであるという意味で用いられ、「によって」は原因—結果における原因(手段)の意味をもつ(道具的ということ)。すなわち、発語内行為とは、原因—結果の因果関係における結果ではあり得ない最初の行為であり、その行為をその行為たらしめるのは原因ではなく慣習である。逆に、原因—結果の因果関係に回収されるような言語行為は発語媒介行為であると言えるだろう。

発語内行為が慣習的であるということは、「私はxする」などの遂行的表現形式に変換可能であるということであり、このように変換することで、その発言がどのように受け取られるべきかを明確にする。このことから推測できるのは、発語内行為は、相手がどのように受け取るかということが常に念頭に置かれているということだ。例えば、警告を行うとき、その行為は相手に警告として受け取られることが目論まれているが、発語媒介行為の場合はそうではない。説得するという行為は、相手に説得として受け取られることは考えられていない。また、慣習とは、「了解の獲得」「効力を生じさせること」「反応を誘発すること」の三つの結果を惹き起こす。これらの結果を惹き起こすことによって、例えば警告は警告の力を発揮した、すなわち発語内行為は遂行されたと言えるのである。

この慣習は、行為の参加者に以下のことを要求する(不適切性理論)。

(A・1) ある一定の慣習的な (conventional) 効果をもつ、一般に受け入れられた慣習的な手続きが存在しなければならない。そして、その手続きはある一定の状況のもとにおける、ある一定の人々による、ある一定の言葉の発言を含んでいなければならない。

(A・2) 発動 (invoke) された特定の手続きに関して、ある与えられた場合における人物および状況がその発動に対して適当 (appropriate) でなくてはならない。

(B・1) その手続きは、すべての参与者によって正しく実行されなくてはならない。かつまた、

(B・2) 完全に実行されなくてはならない。

(Γ・1) その手続きが、しばしば見受けられるように、ある一定の考え、あるいは感情をもつ人物によって使用されるように構成されている場合、あるいは、参与者のいずれかに対して一連の行為を惹き起こすように構成されている場合には、その手続きに参加し、その手続きをそのように発動する人物は、事実、これらの考え、あるいは感情をもっていなければならない。また、それらの参与者は自らそのように行動することを意図していなければならない。そしてさらに、

(Γ・2) これら参与者は、その後も引き続き、実際に (actually) そのように行動しなければならない。(26)

すなわち、不適切性理論によって暗に示されているのは、第一に、行為者は一般に受け入れられていない手続きや、存在していない手続きを実行することはできない、ということ。先ほどの例では、キリスト教徒の夫婦間で、夫が妻に「私はあなたと離婚する」と言ったとしても、そのような手続きはキリスト教では受け入れられていないので無効になる、という話である。つまりこの場合、行為者に求められるのは、キリスト教徒の間で受け入れられた離婚の手続きを行う必要があるということだ。第二に、行為者（だけでなくその他の参与者も）は、その慣習が定めている規則において適格な人物にならなければならないということ。「私はあなたを指名する」という発言が発語内行為として適切に遂行されるためには、行為者は指名する権限を得なければならない、そのためには、多くの場合、指名者に相応しい振る舞い、或いは権限を得るための手続きが要求されるだろうと考えられる。第三に、行為者及びその他参与者は、慣習によって定められたその手続きに、正しく完全に従わなくてはならないということ。ただし、これは参与者だけの問題ではなく、鍵が錠の中で折れてしまうといった

状況の不備によっても行為は不適切に終わってしまうことに留意しよう。第四に、慣習によって規則が定めているのであれば、行為者はその行為に相応しい感情や意図をもっていなければならないということ。例えば、約束をしたら、約束した当事者は約束を守る意図をもっていなくてはならない。さらに、約束した瞬間だけでなく、その後も、約束を守る意図に裏打ちされた振る舞いをしなくてはならない。約束したのはいいが、後になってその約束を反故にすることはできないのである。つまり、発語内行為はしばしば、その後の行為者の行為を拘束するのである。

以上が不適切性理論から結論できることであるが、これに加えて、不適切性理論はあらゆる行為遂行に波及するということも同時に結論される。すなわち、一見適切・不適切ではなく真偽という観点から評価されると思われるような発言に関しても、同様のことが適用されるのである。真偽とは、発言された際の状況や聴き手の立場、心境、発言者の目的、意図によるならばその発言は適切であるか、という評価観点であるということである。

これらの議論から導かれるのは、我々が人間として存在する条件は、発語内行為を行うことができ、かつ、発語内行為の対象となることであるということだが、発語内行為が適切に遂行される条件が先ほどで挙げた通りのものであるとするならば(慣習によって規定されること、すなわち、行為遂行的発言が不適切性理論に照らし合わせた結果適切であること、かつ、了解の獲得、効力を生じさせること、反応を惹き起こすことといった慣習的な結果を誘発すること)、人間とは、一般に受け入れられた(相手が知っている)手続きに(正しく、完全に)従い、慣習が要求する人格に適応することで、人間の資格を獲得できる。慣習がある人格を要求するとは、二重の意味をもつ。すなわち、第一に、彼が外から見ていかなる人間かということ。いかなる記号を有しているかということ。第二に、規範が彼に内面化されており、人格に一貫性が確保されているかということ。これらの条件を満たすことで、彼は周囲の人間から人間と関わる人間として承認されるであろう。その承認とは、相手側の了解、合意としての効力の発生、応答としての反応である。これらによって、彼の発語内行為は成功したことになり、従って彼は人間になった、ということになる。

発語内行為が発言の結果ではない(原因—結果から逸脱した)最初の行為であるということが我々に教えてくれるのは、発語内行為ができる唯一の生物である人間が、原因—結果の因果から外れた自由な存在である、ということではないだろうか。従って、人間を人間たらしめる発語内行為というゲームの場は、物理的(=因果的)に描

写できるようなものではあり得ない。それは、「私」と「あなた」の間に用意された、相互の合意による慣習が適用されるエリアとしての「土俵」のことなのである。

しかし、「慣習」の厳密な定義は未だ為されぬままとなった。ただ、慣習とは、「しじかの状況にあっては、行為者やその他参加者はこのように行為しなければならない。そういうことになっている」という合意、またはそのような規範意識のことであると解するならば、発語内行為は十分に説明されるであろう。また、以上の議論を通じて人間の条件を全て列挙したとは思われない。しかし、少なくとも発語内行為を行うことが人間の必要条件であるということだけは判明した。

(やまもと・いく 筑波大学大学院人文社会科学研究所在学)